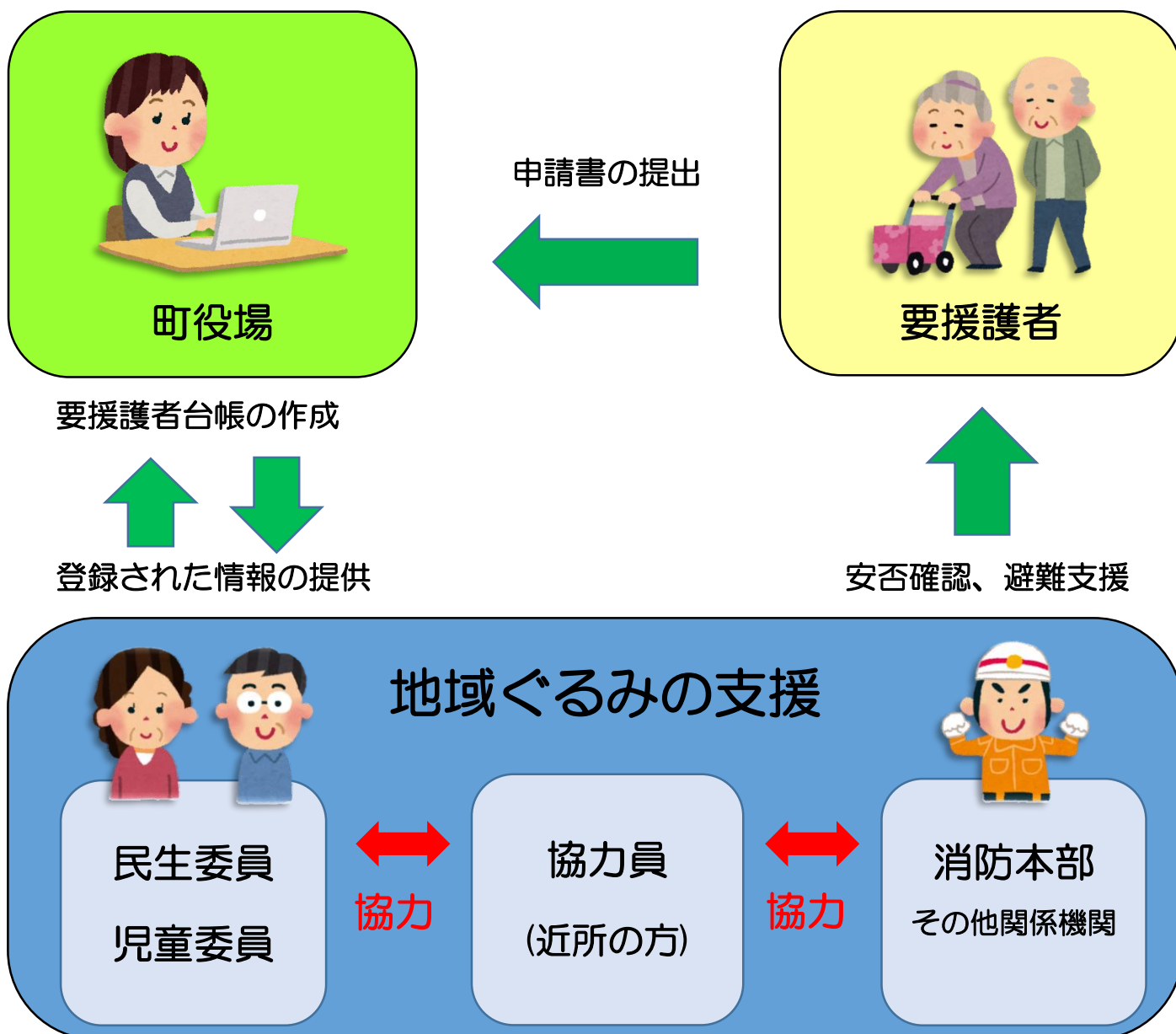


災害時要援護者避難支援制度のご案内

災害時要援護者避難支援制度とは

災害発生時に、高齢や障害などの理由により、自分自身や家族の力だけでは避難することができない方（災害時要援護者）が、安心して暮らすことができる地域づくりの推進を目的とし、安否確認及び避難支援を行うために必要な情報を把握し、災害時要援護者台帳を整備する制度を実施していきます。台帳への登録を希望する方は、申請書によりお申し込みください。

支援の仕組み



災害時要援護者とは（対象者）

災害時に自分自身で避難することが困難な方で、次のいずれかに該当する方です。

- 高齢者(65 歳以上)単身世帯
- 高齢者(65 歳以上)のみ世帯
- 介護保険の認定を受けている方
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している方
- その他避難に支援を必要とする方



協力員とは（支援の内容）

災害発生時に、要援護者の避難支援等をしていただく「協力員」を、ご近所にお住まいの方にお願ひします。協力員の役割としては、避難勧告などの情報を伝えて、避難場所への付き添いや介助などをお願いします。

※ご注意

協力員であっても、まずは自分や家族の安全確保が第一となります。協力員の方には「できる範囲での支援」をお願いするものであり、法的な責任は生じません。日頃から、自分でできる災害時への備えをお願いします。

申請方法

神崎ふれあいプラザ保健福祉課にある所定の申請書に記入し、提出してください。申請書は町のホームページからもダウンロードできます。

日頃の備えが重要じゃ！



なんじゃもん

【お問い合わせ先】

神崎町保健福祉課

TEL 0478-72-1603

FAX 0478-72-1605